

公益社団法人日本理学療法士協会 関東甲信越ブロック協議会

会 則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は日本理学療法士協会関東甲信越ブロック協議会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、新潟県新潟市中央区南笹口1丁目1番38号 コープオリンピア笹口303号 公益社団法人新潟県理学療法士会内に置く。

(目的)

第3条 本会は理学療法士の人格、倫理及び学術技能を研鑽し、理学療法の普及向上を図ると共に、関東甲信越ブロックを構成する都県理学療法士会の親睦を図る。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 理学療法の向上と発展に関する事項。
2. 理学療法を通じた社会福祉の増進に関する事項。
3. 学会、研修会、講習会等の開催に関する事項。
4. 各士会の刊行物や情報に関する事項。
5. 理学療法士の社会的地位の向上と相互福祉に関する事項。
6. その他本会の目的を達成するために必要な事項。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、関東甲信越ブロックを構成する都県理学療法士会会員とする。

第3章 会 計

(会計)

第6条 本会の会計は次のとおりとする。

1. 公益社団法人日本理学療法士協会からのブロック学会援助金。
2. 会費（各士会の分担金）。
3. その他。

(会計年度)

第7条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 役員・等

(種別および定数)

第8条 本会に次の役員をおく。

1. 士会長10名（各士会より1名）

2. 協議会長1名、副協議会長1名、監事2名の役職を置く。

(選任等)

第9条 協議会長および副協議会長、監事は、士会長の互選とする。

(職責)

第10条 協議会長は、本会を代表し、会務を統括、関東甲信越ブロック代表会長を兼ねる。

1. 副協議会長は、協議会長を補佐し、協議会長に事故ある時はその職務を代行する。
2. 監事は、会計の監査を行う。

(任期)

第11条

1. 役職の任期は2年とする、但し再任は妨げない。
2. 後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行なわなければならない。

(相談役)

第12条 本会に相談役を置く。

1. 相談役は協議会長が推薦し士会長会議の承認を得る。
2. 相談役は士会長会議に出席し意見を述べる事が出来る。
3. 任期は2年とする、但し再任は妨げない。

第5章 会 議

(種別)

第13条 本会の会議は、関東甲信越ブロック士会長会議（以下「士会長会議」とする）とする。

(構成)

第14条 士会長会議は第8条の役員をもって構成する。

(権能)

第15条 士会長会議は次の事項を議決する。

1. 事業計画及び収支予算。
2. 事業報告および収支決算。
3. その他本会の運営に関する事項。

(招集)

第16条 士会長会議は協議会長が招集する。

(士会長会議の開催)

第17条 士会長会議は、毎年2回開催する。

1. 臨時士会長会議は次に掲げる場合に開催する。
 - 1) 協議会長が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - 2) 士会長の総数の5分の1以上から会議の目的を記載した文面により、招集の請求があったとき。

(議長)

第18条 士会長会議の議長は協議会長が行う。

第6章 雑 則

第19条 本会則に定めのないものについては、「日本理学療法士協会定款」を準用する。

第20条 本会の設立年月日は、昭和56年4月1日とする。

第21条 1) 本会則は、昭和56年4月1日より施行する。

2) 本会則は、平成元年3月3日より一部改正施行する。

3) 本会則は、平成2年2月23日より一部改正施行する。

4) 本会則は、平成7年2月17日より一部改正施行する。

5) 本会則は、平成8年2月16日より一部改正施行する。(監事2名)

6) 本会則は、平成13年9月8日より一部改正施行する。(ブロック学会援助金)

7) 本会則は、平成15年2月18日より一部改正施行する。(字句修正)

社団法人日本理学療法士協会関東甲信越ブロック士会長協議会

8) 本会則は、平成19年2月11日より一部改正施行する。(会費)

9) 本会則は、平成19年9月1日より一部改正施行する。

10) 本会則は、平成20年2月29日より一部改正施行する。(10条2項追記、12条2項誤植削除)

11) 本会則は、平成25年9月15日より一部改正施行する。(公益社団法人、事務所、会員の項)

12) 本会則は、平成29年9月23日より一部改正施行する。(第2条所在地変更、第20条設立年月日追加)

13) 本会則は、平成31年4月1日より一部改正施行する。(第2条所在地変更)

14) 本会則は、令和3年4月1日より一部改正施行する。(第2条所在地変更)

15) 本会則は、令和5年4月1日より一部改正施行する。(第2条所在地)

16) 本会則は、令和5年10月14日より一部改正施行する。(相談役任期変更)

公益社団法人日本理学療法士協会 関東甲信越ブロック協議会

学会 申し合わせ事項

1. 本学会の名称は、関東甲信越ブロック理学療法士学会とする。
2. 本学会の開催は、関東甲信越ブロック協議会（以下「協議会」という。）が主催するものとする。
3. 学会開催日は、9月～11月の土日で担当都県理学療法士会が決める。
4. 学会の会期は、2日以内とする。
5. 教育講演などは新人教育プログラムへの読み替えを可能とし、学会会期中に行う。
6. 学会開催の担当理学療法士会は、参加理学療法士会の輪番とする。
 - 平成13年度より新潟・埼玉・東京・千葉・山梨・神奈川・長野・栃木・群馬・茨城の順で行うことを基準とする。（別表）
 - ただし、他の事業と重なった場合は、事前に協議会士会長会議に諮り、交代することが出来る。
7. 学会開催期間中に協議会士会長会議を開催する。
 - 原則として、学会1日開催の場合は前日に、2日開催の場合は初日に開催する。
 - 協議会士会長会議時の宿泊・懇親会の領収書は、担当都県理学療法士会で発行する。
8. 学会援助金は、協会ブロック援助金及び会費で賄う。
 - 学会援助金は、1学会開催につき500万円とし、前年度半額、開催年度半額の2か年に分けて支出する。
 - 学会の会計処理については、学会監事の会計監査を受ける。学会監事は学会組織図に明記する。
 - 原則として、学会収支の赤字補填は担当士会で行い、余剰金は担当士会で有効に活用する。
 - 学会収支が赤字となった場合は、その理由を勘案し関ブロ協議会士会長会議での協議により赤字分を関ブロ協議会が補填することが出来る。
9. 会場整理費は、その都度協議会士会長会議にて決定する。
 - 教育講演などの新人教育プログラム受講料は会場整理費に含まれるものとする。
 - 会場整理費に学生料金を設定することが出来る。その金額は協議会士会長会議で決定する。会場整理費の学生料金対象者は、理学療法士養成課程（免許試験受験資格の取得の為）に在籍しているものに限り、理学療法士免許取得者（大学院生等）は含まない。
 - 但し、作業療法士、看護師等の養成課程に在籍している学生の扱いについては、学会長の裁量とし、協議会士会長会議にて決定する。
10. 演題登録および演題発表は、協議会に所属する各理学療法士会の会員に限る。
 - 演題応募時点において本会会員でない協会会員は、演題登録時に異動手続きまたは登録手続きが完了している事の確認が得られれば、演題登録ならびに演題発表ができるものとする。
 - 理学療法士養成課程に在籍する学生の演題登録は、原則として受け付けないが、大学院生で理学療法士の資格を取得しているものについてはこの限りではない。
11. 発表演題の採否は学会長に一任するが学会長の補佐をする機関を学会準備委員会内に設置し、応募演題の審査をすることが望ましい。

公益社団法人日本理学療法士協会職業倫理ガイドラインに準用する倫理規定に反する演題は、不採択となる場合がある。

査読者及び座長は専門理学療法士登録者および会員理学療法士会が推薦したものとするが、学会担当理学療法士会の裁量で判断する。
12. 学会担当理学療法士会は、学会開催案内を発行する。
 - 学会開催案内は学会担当理学療法士会が各理学療法士会事務所に送付し、各理学療法士会が所属協会会員に配布する。
 - 学会開催案内および演題募集要領は12月末日迄に、各理学療法士会事務局に必着とする。
13. 学会抄録は、J-stageに登録しその旨を国立国会図書館に届ける。

14. 学会用の「関東甲信越ブロック協議会会長之印」は、学会担当士会の持ち回り保管とし、学会終了後は速やかに次期学会長に引き継ぐこと。引き継ぎについては、学会申し送り会議を実施する。
15. 学会表彰は、学会長賞及び奨励賞とする。選出数については、学会長賞は1演題とし奨励賞については、担当都県士会の判断に委ねる。
16. 副賞は、1万円以内とする。
17. 前回学会表彰および次期学会長挨拶は学会期間中に行う。但し、前回学会表彰の経費は前回学会が負担する。
18. 学会時の講師謝金等については、協会の基準に準ずる。
19. 学会時の講師、士会、座長等への記念品贈呈は、原則行わない。
20. 上記以外の事項については、協議会士会長会議に諮り決定する。

昭和59年4月21日関東甲信越ブロック士会長会議にて決定

昭和61年4月13日関東甲信越ブロック士会長会議に於いて一部改訂

平成2年2月23日関東甲信越ブロック士会長会議に於いて一部改訂

平成2年10月1日関東甲信越ブロック士会長会議に於いて一部改訂

平成3年8月31日関東甲信越ブロック士会長会議に於いて一部改訂

平成7年9月7日関東甲信越ブロック士会長会議に於いて一部改訂（50万）

平成12年2月18日関東甲信越ブロック士会長会議に於いて一部改訂

平成13年9月8日関東甲信越ブロック士会長会議に於いて一部改訂（70万）

平成16年2月20日関東甲信越ブロック士会長会議に於いて一部改訂

平成18年3月17日関東甲信越ブロック士会長会議に於いて一部改訂

平成18年9月9日関東甲信越ブロック士会長会議に於いて一部改訂（80万）

平成19年2月29日関東甲信越ブロック士会長会議に於いて一部改訂（学会援助金200万円）

平成20年2月29日関東甲信越ブロック士会長会議に於いて一部改訂

平成23年2月18日関東甲信越ブロック士会長会議に於いて一部改訂

（学会援助金300万円）（学会監事）（座長）（不採択）（申し送り事項）（学会表彰経費）

平成26年9月6日関東甲信越ブロック士会長会議に於いて一部改正

（学会開催日）（宿泊・懇親会の領収書）（学会援助金400万円）（学会誌）（講師謝金）（記念品）

平成29年2月18日関東甲信越ブロック士会長会議に於いて一部改訂

（学会助成金450万円）（学会表彰）（J-stage及びオンラインISSNへの登録）

令和4年9月10日：関東甲信越ブロック協議会士会長会議に於いて一部改訂。（赤字補填）

公益社団法人日本理学療法士協会 関東甲信越ブロック協議会

運営 申し合わせ事項

1. 士会長会議の開催：会則第5章（会議）第14条（種別）・第18条（開催）
 - 1) 士会長会議は、9月、2月の2回開催を原則とし、会議担当士会は輪番制とする（9月は学会との同時開催を基本とするが、学会開催が該当月でない場合はその都度協議する）。
 - 2) 士会長会議の表示は、開催年度、通算（総会からの通算）回数も合わせて行う。
 - 3) 止むを得ない事由により士会長が出席できない場合は、代理出席を認める。
 - 4) 士会長会議後は、懇親会を開催する。
 - 5) 交通費、宿泊費、懇親会費は、各士会負担を原則とする。
 - 6) 協議会長および相談役、財務担当者の交通費・宿泊費は、協議会で負担する。
 - 7) 士会長会議開催時は、主催士会より書記2名が参加し議事録を作成する。日当は1人あたり15,000円とする。
 - 8) 財務担当者の手当は、「日額 15,000円／回」とする。
 - 9) 協議会長の手当は、「日額 15,000円／回」とする。
 - 10) 相談役の手当は、「日額 3,000円／回」とする。
2. 士会長が交代した場合は、新士会長は前士会長の役務を引き継ぐこととする。但し、協議会長については別途協議する。：会則第2章（会員）、第4章（役員）担当委員会
 - 1) 協議会長（関東甲信越ブロック代表会長）
 - 2) 副協議会長
 - 3) 監事（会計監査）
3. 協議会事務局機能：会則第1章（総則）第4条（事業）-4、第10条-1、4
 - 1) 協議会事務局として、各士会ニュースの配送は行わない。
 - 2) 協議会事務局の必要経費については支弁する。
 - 3) 協議会役員名簿（役員及び相談役）・会則・申し合わせ事項を発行する。
4. 設立祝賀会等への出席及びお祝い金：会則第1章（総則）第4条（事業）-1、2、3
 - 1) 各士会は、10周年単位の記念行事並びに社団法人設立記念事業に出席する。相談役においては、必ずしも出席する必要はない。
 - 2) 各士会からのお祝い金は、当分の間 ¥10,000円／人 とし、欠席の場合は祝電に代える。
 - 3) 協議会からのお祝いは生花とし、相当額（当分の間20,000円を限度）をお祝い金として渡す。名称は「関東甲信越ブロック協議会」とする。
 - 4) 生花は、「公益社団法人日本理学療法士協会」と「関東甲信越ブロック協議会」の一对とするが、主催士会の裁量（不足経費は主催士会負担）とする。
 - 5) 経費は、「ブロック」からのお祝い金を充当するが、不足分は主催士会で負担する。又、「公益社団法人日本理学療法士協会」には事前に名称使用の許可を得る。（主催士会）
 - 6) その他、各士会の行事に於いて、協議会長出席・代理出席・祝電・お祝い金等の対応が必要な場合は、要請士会と協議会長・副協議会長との協議により決定する。
5. 会議・委員会の設置： 会則 第1章（総則）第4条（事業）-3
 - 1) 士会長会議で承認された会議・委員会は、当分の間の設置とする。
会議・委員会は、委員長・副委員長を設置する。
会議・委員会の運営は、当該委員長・副委員長が担当する。

- 2) 委員長は、協議会会員（士会長）とする。
 - 3) 委員長は、開催通知書を協議会長・委員長・副委員長の連名で、各士会会長・当該担当者宛で案内文を作成し、各士会に2部送付する。
 - 4) 委員長は、当該担当者の派遣依頼をする。但し、会議費（昼食代等）以外の経費は各士会負担を原則とする。
 - 5) 出席者の交通費・宿泊費等は各士会が負担する。
 - 6) ただし、委員長・副委員長の交通費・宿泊費等については協議会の負担とする。
 - 7) 会議の開催時期、場所については、学会時開催に拘らない。
 - 8) 各委員会の書記の交通費、日当「15,000円／回」は協議会の負担とする。
 - 9) 記念事業委員会の出席者の交通費、宿泊費、1人当たりの日当「3,000円／回」は協議会が負担する。
6. 新人教育プログラムの実施： 会則 第1章（総則）第4条（事業）-3
- 1) 当分の間、学会開催時に2～3テーマを実施する。
 - 2) 実施テーマは、担当士会の裁量とし、疑義についてはその都度協議し決定する。
 - 3) 決算は学会の収支決算に含めて行う。
7. 記念事業について
- 1) 表彰規定としては、協議会役員歴4年以上及び協議会役員経験者で未受賞者を対象とする。
 - 2) 記念事業の項目：25年・35年～単位で功労表彰を行い、20年・30年～単位で記念誌を発行する。
8. 会費
- 1) 各士会の会費は、前年度12月1日現在の各士会所属協会員数（協会届出）に、100円を乗じた金額とする。
 - 2) 事務局より2月士会長会議で請求し、当該年度の4月1日から6月30日までに納付する。

以 上

- 1) 昭和59年4月21日：関東甲信越ブロック士会長会議に於いて決定。
- 2) 昭和61年4月13日：関東甲信越ブロック士会長会議に於いて一部改訂。
- 3) 平成2年2月23日：関東甲信越ブロック士会長協議会に於いて一部改訂。
- 4) 平成2年10月1日：関東甲信越ブロック士会長協議会に於いて一部改訂。
- 5) 平成3年8月31日：関東甲信越ブロック士会長協議会に於いて一部改訂。
- 6) 平成7年9月7日：関東甲信越ブロック士会長協議会に於いて一部改訂。（50万）
- 7) 平成12年2月18日：関東甲信越ブロック士会長協議会に於いて一部改訂。
- 8) 平成13年9月8日：関東甲信越ブロック士会長協議会に於いて一部改訂。（70万）
- 9) 平成16年2月20日：関東甲信越ブロック士会長協議会に於いて一部改訂。
- 10) 平成18年3月17日：関東甲信越ブロック士会長協議会に於いて一部改訂。
- 11) 平成18年9月9日：関東甲信越ブロック協議会士会長会議に於いて一部改訂。（80万円）
- 12) 平成19年2月11日：関東甲信越ブロック協議会士会長会議に於いて一部改訂。
- 13) 平成20年2月29日：関東甲信越ブロック協議会士会長会議に於いて一部改訂。（書記）
- 14) 平成22年3月7日：関東甲信越ブロック協議会士会長会議に於いて一部改訂。（財務担当者）
- 15) 平成23年2月18日：関東甲信越ブロック協議会士会長会議に於いて一部改訂。（第2回士会長会議開催日時）
- 16) 平成24年9月15日：関東甲信越ブロック協議会士会長会議に於いて一部改訂。（会議・委員会の設置）
- 17) 平成28年2月20日：関東甲信越ブロック協議会士会長会議に於いて一部改訂。（士会長会議9月開催注釈および協議会長旅費・宿泊費）

- 18) 令和 4 年 3 月 17 日：関東甲信越ブロック協議会士会長会議に於いて一部改訂。(協議会長・相談役の日当)
- 19) 令和 4 年 9 月 10 日：関東甲信越ブロック協議会士会長会議に於いて一部改訂。(協議会長・相談役の日当)
- 20) 令和 5 年 10 月 14 日：関東甲信越ブロック協議会士会長会議に於いて一部改訂。(協議会長・相談役の日当)
- 21) 令和 6 年 2 月 14 日：関東甲信越ブロック協議会士会長会議に於いて一部改訂。(協議会長・相談役の日当、委員長、会議・委員会出席者の日当)

表 彰 規 則

関東甲信越ブロック協議会表彰規則を次のように定める。

（趣 旨）

第1条 関東甲信越ブロック協議会（以下協議会）の表彰については、本規定の定めるところによる。

（被表彰者）

第2条 表彰は、次の者に対して行う。

- 1）協議会において、役員として貢献した者。

（表彰の方法）

第3条 表彰は表彰状及び副賞を授与して行い、（10年に1度）関東甲信越ブロック学会時に表彰する。

（施行の細目）

第4条 表彰手続き、その他規則の施行について必要な事項は別に定める。

附則

この規則は平成20年2月13日より施行する。

協議会賞候補者 推薦要領

1、推薦基準

- （ア）協議会の活動に4年以上関与した者で未受賞者。

2、選考方法

- （ア）協議会表彰該当者は、約半年前に都県士会（会長）に対し、候補者推薦の案内をする。
- （イ）都道府県士会は候補者を協議会表彰担当者に推薦する。
- （ウ）協議会会長は推薦された者の中から被表彰者を選定する。
- （エ）協議担当者は被表彰者を、都県士会（会長）に連絡する。

3、推薦上の留意点

- （ア）推薦基準に基づき、表彰担当者に推薦すること。
- （イ）現職役員は対象から除くこと。

4、推薦手続き

- （ア）規定の用紙（候補者推薦書）に記入して、表彰担当者に締め切り日までに提出する。
- （イ）提出書類
 - ①候補者推薦書

5、掛かる経費について

- （ア）表彰状・副賞は協議会の負担とする。
- （イ）交通費・宿泊費等の経費は、所属士会の負担とする。

附則

この要領は平成20年2月13日から施行する

関東甲信越ブロック協議会賞 候補者推薦書

氏名（フリガナ）			士会名 推薦者名		
性 別	男 ・ 女	年 齢	歳	生年月日	T ・ S 年 月 日
住 所					
勤務先名（勤務している場合）					
勤務先住所（勤務している場合）					
連絡先（Tel・e-mail等）					
職 歴					
年 月 日					
協 議 会 役 員 歴					
年 月 日					
その他					

日本理学療法士協会関東甲信越ブロック協議会創立50周年記念誌

令和7年11月 発行

編集・発行：関東甲信越ブロック協議会

編集発行責任者 水田 宗達（埼玉県士会 協議会会長）

記念事業委員会 磯野 賢（山梨県士会）

記念誌編集 WG 佐藤 成登志（新潟県士会 協議会前会長）

倉田 俊洋（茨城県士会） 比護 達也（栃木県士会）

榊原 清（群馬県士会） 三宮 将一（埼玉県士会）

藤井 顕（千葉県士会） 豊田 輝（東京都士会）

相馬 光一（神奈川県士会） 郷 貴大（新潟県士会）

藤澤 明彦（新潟県士会） 磯野 賢（山梨県士会）

有泉 静佳（山梨県士会） 坂本 祐太（山梨県士会）

保高 慎司（長野県士会）

記念誌表紙デザイン 西山 新治（千葉県士会）

発行事務局 公益社団法人日本理学療法士協会関東甲信越ブロック協議会

〒362-0074 埼玉県上尾市春日1丁目26-7

（埼玉県理学療法士会内）
